

介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	3級訪問介護員により行われる場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早期の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	30分を増すごとに+〇〇単位(1時間30分を上限とする)	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早期の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	特定事業所加算(Ⅰ) +〇〇/100 特定事業所加算(Ⅱ) +〇〇/100 特定事業所加算(Ⅲ) +〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位) (1時間30分を上限とする)						
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 〇〇単位)							

： 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	特別地域訪問入浴介護加算
訪問入浴介護費	(1回につき 〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100

： 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 〇〇単位)	+〇〇単位	短期集中リハビリテーション加算
	介護老人保健施設の場合		

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)(2)以外 (〇〇単位)	注 情報提供が行われない場合 -〇〇単位 指導・助言が行われない場合 -〇〇単位
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在院診を算定する場合) (〇〇単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度) (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +〇〇単位
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(〇〇単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(〇〇単位)	

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合 又は	大規模事業所 (利用者数○ ○人超)の場合	6時間以上8時間未 満の通所介護の前 後に日常生活上の 世話をを行う場合	療養の機能訓 練指導員を配 置し、個別機 能訓練計画を 作成した場合	入浴介助を 行った場合	理学療法士を 配置して、歩行 改善のための 取組を実施し ている場合	歯科衛生士を 配置して、口腔 機能の向上の ための取組を 実施している 場合	老年認知症の 要介護者を対 象とした特別 のサービス提 供を実施して いる場合	
通所介護費	イ 小規模事業所の場合	経過的要介護 (○○単位)	×○○/100									
		(1) 3時間以上 4時間未満										要介護1 (○○単位)
		要介護2 (○○単位)										
		要介護3 (○○単位)										
		要介護4 (○○単位)										
	要介護5 (○○単位)											
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (○○単位)										
	要介護1 (○○単位)											
	要介護2 (○○単位)											
	要介護3 (○○単位)											
	要介護4 (○○単位)											
	要介護5 (○○単位)											
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (○○単位)										
	要介護1 (○○単位)											
	要介護2 (○○単位)											
要介護3 (○○単位)												
要介護4 (○○単位)												
要介護5 (○○単位)												
ロ ①以外の場合	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (○○単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100							
		要介護1 (○○単位)										
		要介護2 (○○単位)										
		要介護3 (○○単位)										
		要介護4 (○○単位)										
	要介護5 (○○単位)											
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (○○単位)										
	要介護1 (○○単位)											
	要介護2 (○○単位)											
	要介護3 (○○単位)											
	要介護4 (○○単位)											
	要介護5 (○○単位)											
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (○○単位)										
	要介護1 (○○単位)											
	要介護2 (○○単位)											
要介護3 (○○単位)												
要介護4 (○○単位)												
要介護5 (○○単位)												
ハ 標準通所介護費	(1) 3時間 以上6時間 未満	(1日につき ○○単位)	×○○/100									
	(2) 6時間 以上8時間 未満	(1日につき ○○単位)										

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護士、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	大規模事業所（利用者の数に制限）の場合	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が居室を訪問し、診療、運動機能検査等を行い、通所リハビリテーションの作成等を行った場合	リハビリテーションプログラムの追加	短期集中リハビリテーションの追加	管理栄養士を配置して、栄養改善のための取組を実施している場合	看護衛生士を配置して、口腔機能の向上のための取組を実施している場合	認定知識の要介護者対象とした特別のサービス提供を実施している場合
通常規模の医療機関の場合	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）	×○○/100											
	(1) 3時間以上 要介護2（○○単位）												
	4時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(2) 4時間以上 要介護2（○○単位）												
	6時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(3) 6時間以上 要介護2（○○単位）												
	8時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
通所リハビリテーション 小規模診療所の場合	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100		1日につき +○○単位		+○○単位	通所・通院又は要介護度が上がった時から 1か月以内 (1日につき +○○単位)	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
	(1) 3時間以上 要介護2（○○単位）												
	4時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(2) 4時間以上 要介護2（○○単位）												
	6時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(3) 6時間以上 要介護2（○○単位）												
	8時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
介護老人保健施設の場合	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）	×○○/100						○○単位 (月1回を限度)					
	(1) 3時間以上 要介護2（○○単位）												
	4時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(2) 4時間以上 要介護2（○○単位）												
	6時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												
	経過的要介護（○○単位） 要介護1（○○単位）												
	(3) 6時間以上 要介護2（○○単位）												
	8時間未満 要介護3（○○単位）												
	要介護4（○○単位）												
	要介護5（○○単位）												

8 短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	利用者に対して送迎を行う場合
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型短期入所生活介護費	(一)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
		要介護3 (〇〇 単位)					
		要介護4 (〇〇 単位)					
	要介護5 (〇〇 単位)						
	(二)単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
		要介護3 (〇〇 単位)					
要介護4 (〇〇 単位)							
(2)併設型短期入所生活介護費	(一)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護5 (〇〇 単位)					
		経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
		要介護3 (〇〇 単位)					
	要介護4 (〇〇 単位)						
	(二)併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護5 (〇〇 単位)					
		経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
要介護3 (〇〇 単位)							
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)				
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
		要介護3 (〇〇 単位)					
		要介護4 (〇〇 単位)					
	(二)単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護5 (〇〇 単位)					
		経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
		要介護3 (〇〇 単位)					
(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一)併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護4 (〇〇 単位)					
		要介護5 (〇〇 単位)					
		経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
		要介護2 (〇〇 単位)					
	(二)併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護3 (〇〇 単位)					
		要介護4 (〇〇 単位)					
		要介護5 (〇〇 単位)					
		経過的要介護 (〇〇 単位)					
		要介護1 (〇〇 単位)					
ハ 栄養管理体制加算							
(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
ニ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
ホ 緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
ヘ 在宅中重度加算							
(1)オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
(2)在宅中重度者受入加算			(1)をとり場合 〇〇単位 (1)をとらない場合 〇〇単位				

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準を満たさない場合	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	認知症ケア加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
(3)特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)								
(4)緊急時施設療養費		(一)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定) (二)特定治療						
(5)栄養管理体制加算		(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
(6)療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)						
(7)緊急ショートステイネットワーク加算		(1日につき 〇〇単位を加算)						

----- : 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。
- ※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数 及び入院患者の数の合計が入院 患者の定員を超える場合	看護・介護職員 の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員 の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を 届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を 届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1)病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a.病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	-〇〇 単位	×〇〇/100			-〇〇 単位	病院療養病床療養環境減算 (Ⅰ) -〇〇 単位	-〇〇 単位	夜間勤務等看護 (Ⅰ) +〇〇 単位	片道につき +〇〇 単位	
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
		要介護4 (〇〇 単位)										
	要介護5 (〇〇 単位)											
	b.病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)										
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
		要介護4 (〇〇 単位)										
	a.病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅲ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)										
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
要介護4 (〇〇 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅳ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)											
	要介護1 (〇〇 単位)											
	要介護2 (〇〇 単位)											
	要介護3 (〇〇 単位)											
	要介護4 (〇〇 単位)											
(2)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	-〇〇 単位	×〇〇/100			-〇〇 単位	病院療養病床療養環境減算 (Ⅱ) -〇〇 単位	-〇〇 単位	夜間勤務等看護 (Ⅱ) +〇〇 単位	片道につき +〇〇 単位	
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
		要介護4 (〇〇 単位)										
	(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)										
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
		要介護4 (〇〇 単位)										
(3)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇 単位)												
(4)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇 単位を加算)											
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇 単位を加算)											
(5)療養食加算	(1日につき 〇〇 単位を加算)											
(6)緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇 単位を加算)												
(7)特定診療費												

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護(〇〇単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位 診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位	
			要介護1 (〇〇単位)			片道につき +〇〇単位
			要介護2 (〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇単位)			
			要介護4 (〇〇単位)			
		要介護5 (〇〇単位)				
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)			
			要介護1 (〇〇単位)			
			要介護2 (〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)					
	(二)診療所療養病床短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護(〇〇単位)			
			要介護1 (〇〇単位)			
			要介護2 (〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇単位)			
			要介護4 (〇〇単位)			
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護(〇〇単位)			
			要介護1 (〇〇単位)			
			要介護2 (〇〇単位)			
			要介護3 (〇〇単位)			
要介護4 (〇〇単位)						
(2)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護(〇〇単位)				
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				
	(二)ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護(〇〇単位)				
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				
(3)特定診療所療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)						
(4)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)					
(5)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
(6)緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
(7)特定診療費						

〔 〕 : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注						
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数又は看護職員の数又は看護職員が基準に定められた看護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合						
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1) 看護(4-1) 介護(6-1)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100	片運につき +〇〇単位					
		要介護1 (〇〇 単位)												
		要介護2 (〇〇 単位)												
		要介護3 (〇〇 単位)												
		要介護4 (〇〇 単位)												
		要介護5 (〇〇 単位)												
		b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)											
			要介護1 (〇〇 単位)											
			要介護2 (〇〇 単位)											
			要介護3 (〇〇 単位)											
			要介護4 (〇〇 単位)											
			要介護5 (〇〇 単位)											
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護(4-2) 介護(6-2)	経過的要介護 (〇〇 単位)											
			要介護1 (〇〇 単位)											
			要介護2 (〇〇 単位)											
			要介護3 (〇〇 単位)											
			要介護4 (〇〇 単位)											
			要介護5 (〇〇 単位)											
(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) 看護(4-3) 介護(6-3)	a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)											
		要介護1 (〇〇 単位)												
			要介護2 (〇〇 単位)											
			要介護3 (〇〇 単位)											
			要介護4 (〇〇 単位)											
			要介護5 (〇〇 単位)											
		b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型標準室>	経過的要介護 (〇〇 単位)											
			要介護1 (〇〇 単位)											
			要介護2 (〇〇 単位)											
			要介護3 (〇〇 単位)											
			要介護4 (〇〇 単位)											
			要介護5 (〇〇 単位)											
		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護(4-4) 介護(6-4)	経過的要介護 (〇〇 単位)											
			要介護1 (〇〇 単位)											
			要介護2 (〇〇 単位)											
			要介護3 (〇〇 単位)											
			要介護4 (〇〇 単位)											
			要介護5 (〇〇 単位)											
(3) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)														
(4) 栄養管理体制加算														
	(一) 管理栄養士配置加算	(1日につき 〇〇単位を加算)												
	(二) 栄養士配置加算	(1日につき 〇〇単位を加算)												
(5) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)														
(6) 緊急ショートステイネットワーク加算 (1日につき 〇〇単位を加算)														
(7) 特定診療費														

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急ショートステイネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇単位)	×〇〇/100	片運につき +〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		
(2) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	経過的要介護 (〇〇単位)		
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		
[3] 特定基準適合診療所短期入所療養介護費(日帰りショート) (〇〇単位)			
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(5) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の数 が基準に満たない場 合	注 専従の機能訓練指導 員を配置し、個別機能 訓練計画を作成した場 合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居 宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費	経過的要介護 (単位)	×〇〇/100	+〇〇単位	
	要介護1 (単位)			
	要介護2 (単位)			
	要介護3 (単位)			
	要介護4 (単位)			
	要介護5 (単位)			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)		訪問介護 〇〇単位 訪問入浴介護 〇〇単位 訪問看護 〇〇単位 訪問リハビリテーション 〇〇単位 通所介護 〇〇単位 通所リハビリテーション 〇〇単位 福祉用具貸与 〇〇単位 ※：ただし、〇〇単位を上限とする		
ハ オンコール体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当 該事業所の所在地に適用される1単位の単価で 除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用さ れる1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目